

答申第9号

答 申

1 審査会の結論

平成21年2月20日付けで異議申立人が津市（以下「実施機関」という。）に対して行った「貴市が課税資料とされている現況地番図に航空写真を重ねた図面」（以下「本件対象文書」という。）に係る公文書開示請求につき、実施機関が平成21年2月27日付けで行った公文書不開示決定（以下「本件決定」という。）は、妥当ではなく、公文書として特定の上、開示若しくは不開示の決定をすべきである。

2 異議申立ての趣旨

平成21年2月20日付けで異議申立人が、津市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき行った本件対象文書に係る公文書開示請求に対し、本件決定の取消しを求め、全面開示を求めるというにある。

3 異議申立ての理由

異議申立ての主たる理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件対象文書は、異議申立人が市町村合併以前の久居市役所において、税務担当課で固定資産税の説明を受けた際に確認しており、「作成していないので存在しない。」という実施機関の説明は事実と相違する。
- (2) 「加工された資料は情報公開の対象とならない。」と実施機関から説明を受けたが、その根拠について明確な回答を得ていない。

4 実施機関の不開示理由説明

- (1) 地番現況図と航空写真を重ね合わせた図面は、作成していないので存在しない。
- (2) 地番現況図は図面として印刷したものが存在するが、航空写真は賦課業務を行う上でデータとして、使用しているものであり、地番現況図と航空写真を重ね合わせて印刷したものは存在しない。

5 不開示理由説明書に対する異議申立人の意見の概要

- (1) 「不開示理由等説明書」に記載の「本件の経緯」には、異議申立人が提出した補正書に関する記載がなく、不十分である。
- (2) 実施機関の「不開示理由等説明書」に記載の不開示とした理由が、公文書不開示決定通知書の開示しない理由と異なる。

6 審査会の判断

(1) 本件対象文書について

本件対象文書は地籍地番図（「地番現況図」、「現況地番図」と同じものである。以下同じ。）と航空写真を重ね合わせた図面であるが、それぞれ次のような性格のものである。

まず、地籍地番図については、法務局に備え付けられている公図とは異なり、課

税のための資料として津市が作成しているものである。

次に、航空写真については、平成18年に三重県と県内市町の共同事業で作成され、三重県自治会館組合が保有するデータを津市は使用している。

地籍地番図及び航空写真は、いずれも電子データとして保有している。

(2) 条例第2条第1項の該当性について

ア 条例第2条第1項では、「この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。」と規定している。

イ 実施機関は、本件対象文書は作成していないので存在しない、としている。

ウ 当審査会で、本件対象文書の本条項の該当性について検討するため、実施機関から聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

津市における固定資産税の賦課業務においては、固定資産税業務システム及び固定資産GISシステムを導入しており、資産税課の職員は日常的に使用している。

そのうち、固定資産GISシステムは、地籍地番図、航空写真、都市計画図等のデータを管理し、調査及び評価等に使用しており、地籍地番図と航空写真を重ね合わせる機能（レイア機能）を備えている。

当該機能を使用すると、地籍地番図と航空写真を重ね合わせることは容易に短時間で行うことができる。

エ 前記の実施機関の説明も踏まえて、当審査会としては次のとおり判断した。

固定資産GISシステムには、地籍地番図と航空写真を重ね合わせる機能が付いており、当該システムは、これらの図面を重ね合わせることを予定して作られている。

そして実際にも、実施機関の職員は、当該システムを使って日常的に2つの図面を重ね合わせる作業を行い、その重ね合わせた図面を賦課のための資料として利用している。

このような状況を考慮すると、固定資産GISシステムにおいて作成することができる本件対象文書は、固定資産税の賦課業務に関する限り、実施機関の職員が職務上作成した電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものと判断することが相当である。

オ したがって、当審査会としては、本件対象文書は、本条項に規定する公文書に該当するものとする。

なお付言するに、平成17年に異議申立人が、固定資産税の更正に係る説明を受けた際に提示されたと主張している地籍地番図と航空写真を重ね合わせた図面について、実施機関は、当時、作成した可能性があるが、作成したとしてもす

でに廃棄している、と説明している。そこで、当審査会の事務局職員を通じ、実施機関に対し当時の簿冊の確認をあらためて求めたが、当該図面の存在はやはり確認できないとのことであった。

よって、「1 審査会の結論」のとおり答申する。

7 審査の処理経過

本諮問案件に係る審査の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成21年 5月26日	諮問書の受付
平成21年 7月24日	諮問案件の審議並びに異議申立人及び実施機関からの口頭意見陳述
平成21年 9月 2日	諮問案件の審議及び実施機関への聴取
平成21年10月 7日	答申

津市情報公開・個人情報保護審査会委員

	氏 名
会 長	村 田 裕
副会長	寺 川 史 朗
委 員	橋 本 陽 子
委 員	若 林 たけ子
委 員	内 田 典 夫